# 社会福祉法人ゆり 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆり(以下「当法人」という)定款第9条および第23条の 規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等に ついて定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 常勤役員とは、常勤理事長をいう。
  - (2) 使用人兼務役員とは、施設の職員を兼務し、職員として常時従事する者をいう。
  - (3) 非常勤役員等とは、常勤役員、使用人兼務役員以外の役員をいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。
  - (1) 常勤役員については、報酬及び退職手当を支給する。
  - (2) 使用人兼務役員については、業務に応じた報酬、退職慰労金を支給する。
  - (3) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬、退任慰労金を支給する。
  - 2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により 退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払う ものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

- 第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
  - (1)報酬については、評議員会にて決定した額
  - (2) 退職手当については、別表1に定める算式により算出される額
  - (3) 通勤手当については、職員給与規程第18条の規定に準ずる額

(使用人兼務役員の報酬等の算定方法)

- 第5条 使用人兼務役員に対する報酬等の額は、次の号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
  - (1)報酬については、別表2に定める額
  - (2)給与、賞与については、職員給与規程に準ずる額
  - (3) 退職慰労金については、別表5に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第6条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
  - (1)報酬については、別表2に定める額
  - (2) 費用弁償については、別表3に定める額
  - (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表4に基づき、旅費(交通費、宿泊費、日当、その他)を支給する。
  - (4) 退任慰労金については、別表5に定める額

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人の職員を兼ね職員給与を支給している専務理事の役員等報酬は、別表第6の定め によるものとする。 (報酬等の支給方法)

- 第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
  - (1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員 給与規程第7条に準じ支給する。
  - (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
  - 2 使用人兼務役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
  - 3 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
  - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
  - 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
  - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から9日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、端数は切り捨て端数処理を行う。

(公 表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の 支給の基準として公表する。

(改 廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附則

この規程は、平成30年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月5日から施行する。

附則

この規程は、令和元年11月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表1 (常勤役員の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数

**※**上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

### 別表2 (使用人兼務役員、非常勤役員等の報酬)

#### (1) 評議員

名 称	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

#### (2) 理事

名称	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

## (3) 監事

名 称	日額
評議員会、理事会等会議への出席	10,000円
監事監査指導等	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

### 別表3 (実費弁償)

名 称	実費弁償額
評議員会、理事会等会議への出席	5,000円
監事監査指導等	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

### 別表4 (出張旅費)

旅費項目		目	金額	
交	通	費		実 費
宿	泊	費	<b>※</b> 1	実 費
日		当		20,000円
そ	の	他		実 費

※1 宿泊費は、ビジネスホテル相当とする。

# 別表5 (役員等の退任慰労金)

役 職 名		基本額
理事長在任1期につき	<b>※</b> 1	30,000円
理事・監事在任1期につき	<b>※</b> 1	20,000円
評議員在任1期につき	<b>※</b> 1	40,000円

## ※1 任期途中の場合は半額。

### 別表6 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している専務理事に対しては、職員給与に加えて下記の役員報酬を支給する。

役 職 名	役 員 報 酬 額
専 務 理 事	30,000円